

中川村ふるさと名物開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村の地域資源を活用したふるさと名物開発及び販路拡大を促進することにより村の産業の育成及び振興を図るとともに、ふるさと名物を通じて村の情報発信が見込まれる事業（以下「ふるさと名物開発事業」という。）を実施する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則(昭和54年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、ふるさと名物とは、生産、製造又は加工の工程が村内において施され、村の名を冠し、村の情報を発信することができる農林水産物加工品及び工芸品等をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、ふるさと名物開発事業に取り組む村内に住所を有する個人又は法人若しくは団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、村税その他義務的納付金を滞納している者は、補助金の交付対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと名物開発事業
- (2) ふるさと名物販路開拓事業

(補助金対象経費と補助率)

第5条 補助金の対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、同一年度内における同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ふるさと名物開発事業補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

(事業計画の審査及び補助金交付の決定)

第7条 前条の規定による申請書の提出があったときは、ふるさと名物開発事業審査会（以下「審査会」という。）に諮り、補助金交付の適否及び補助金額を決定するものとする。

(ふるさと名物開発事業審査会)

第8条 村長の諮問に応じてふるさと名物開発事業補助金交付申請書の事業計画の内容等を審査し、補助金交付の適否について調査及び審議するものとする。

2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 村職員のうちから村長が指名する者

- (2) 商工業及び農業団体から推薦された者
- (3) 金融機関から推薦された者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他村長が必要と認める者

(補助金交付決定の通知)

第9条 村長は、審査会の結果により補助金交付の適否及び補助金の額を決定し、ふるさと名物開発事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかにふるさと名物開発事業補助金実績報告書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、ふるさと名物開発事業補助金交付請求書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

(補助金交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 村長は、第7条により補助金の交付決定を受けた者が、計画書の内容に偽りがあつたと認めたとき又は事業の履行が困難と認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 村長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金を受給したと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業の種類	対象経費	補助率
ふるさと名物開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 新商品開発にかかわる原材料等経費 2 新商品開発のため専門機関等への委託費又は外部専門家への謝金等 3 デザイン及び商標等に要する経費 4 その他村長が認める経費 	事業費の2分の1以内。ただし20万円を限度とする。
ふるさと名物販路開拓事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 新商品にかかわる商談会等出展に要する経費 2 試供品の製作及び商品の宣伝活動に要する経費 3 その他村長が認める経費 	

様式 省略